(地域活性学会 金融部 瀧本 和彦 開会挨拶

狩野 幹人

(㈱百五総合研究所 理事)

ジャー懇談会と地域活性学会金小野 本日は、東京リスクマネ 様々な角度から探ってきまし 融による地域活性化の可能性を ユニークな事例を取り上げ、金 過去9回の研究会では、全国の に2年ほど前に作られました。 事例を中心に研究を深めるため しての金融機関に着目し、実務 融部会は、地域のプレイヤーと しい学会ですが、会員は約10 地域活性学会は発足13年目の新 融部会の共同開催になります。 00人程度となっています。 金

> た。 います。 視点を交え考える内容となって 段触れることが少ない大学側の リスクマネジメントについて普 の可能性を探るとともに、その 済エコシステムの産学官金連携 今 回 (10回目) は、 地域経

前提としての環境

瀧本 スクマネジメント態勢の構築に 学が取り組んだ産学官金連携リ しました。 なる環境について、 ついて発表します。その前提と 百五総合研究所と三重大 3つに整理

> の後継者不足による廃業が進ん でいます。また地域企業や地公

少、若者の定着率は低下、

地域では、

生産年齢人口の減

社会環境の課

題

体では、

生産性の向上に向けた

東京リスクマネジャ

スコンサルティング 会社 プリンシ

光京リスク



地域活性学会 金融部会長

小野 浩幸 氏

DXが進んでいません。カーボ

ンニュートラルにおいても、

地域活性学会金融部会·

東京リスクマネジ

ヤー懇談会

共同開催

産学官金連携リスクマネジメント態勢の構築

小野

浩幸、

瀧本

和彦、

狩野

幹人、

栗谷

- 修輔

百五総合研究所と三重大学の取組み)

0

改めて考える

顧

位 の業務運営

成年年齢引下げに係る顧客本位の

業務運営のためのチェックポイント

十六銀行 リスク管理部 弁護士

永田明良 藤川 雄太

はじめに

応とはどのようなものかを検討

的なセールスではなく、顧客の のような顧客がいるのかを把握 客から選ばれる」金融機関とな 応できる姿勢を身につけ、「顧 取組みを通じ、商品本位の画一 進めている。金融機関は、 則」を採択し、様々な取組みを 客本位の業務運営に関する原 めには、不断に、自分たちにど ることを目指している。そのた 目線で考え顧客に寄り添って対 現在、大多数の金融機関が「顧 顧客ごとの特性に合った対

18 歳、 ン取引を中心に、新成年を心配 ため、クレジットカードやロー 保護は受けられなくなる。この ひとりでできるようになる反 同意が必要だった取引を、自分 年」という)は、これまで親の に成年とされる人たちを「新成 回の成年年齢引下げにより新た 引き下げられる。これにより、 り、成年年齢が20歳から18歳に することが大切になる。 面、「未成年者取消権」による から施行される改正民法によ こうしたなか、本年4月1日 19歳の人たち(以下、今

> えて、取引機会の増加を待ちた が安心して取引できる環境を整 業務運営」の観点から、 限らず、およそ商品・サービス する声も多く聞かれる。 いところである。 の提供にあたり、「顧客本位の 金融機関としては、これらに 、新成年

点を整理していく。 中心に若年層との取引につい 容を確認したうえで、新成年を の業務運営に関する原則」の内 なお、本稿の意見にわたる部 本稿では、改めて「顧客本位 想定される場面ごとに留意

> り、筆者らがこれまでに所属し ただきたい。 解ではないことをお含みおきい た組織や現に所属する組織の見

の主な内容運営に関する原則 「顧客本位の業務

次の7項目を掲げている。 に考え、より良い金融商品・サー を提示するもので、具体的には、 ビスの提供に取り組む際の要点 何が顧客のためになるかを真剣 る原則」は、金融機関において、 一顧客本位の業務運営に関す

分は筆者らの個人的見解であ

0

2

改めて考える 高齢顧客に対する顧客本位 位

河野・川村・曽我法律事務所 弁護士

業務運営のためのチェックポイント

の

が国では、家計の金融資産の約急速に高齢化が進むなか、わ 勧誘による販売に係るガイドラ 協会策定の「協会員の投資勧誘、 齢顧客の様々な課題やニーズに 割を担う金融事業者には、 3分の2を60歳以上の世帯が保 の3の考え方」(高齢顧客への 顧客管理等に関する規則第5条 ている。本稿では、日本証券業 本位の業務運営の観点から、 る生活インフラとして重要な役 いる。そして、地域社会におけ て高齢者が重要な位置を占めて 商品・サービスの提供対象とし 有しており、金融事業者の金融 層応えていくことが期待され 等の概略を紹介しつつ、 顧客 高

述べる。 務運営の観点から、高齢顧客に対する顧 .齢顧客に対する顧客本位の業 留意点等を

の商品または換金性が乏しい商品 変動が大きな商品や複雑な仕組み をとる必要があるか。また、価格 販売に際して、どのような手続き 【事例】高齢顧客への勧誘による 売する際には、どうか。 (勧誘留意商品) を勧誘により販

た社内規則に従った手続きをと る必要がある。 まずは各社において定められ 高齢顧客ガイド

80歳(目安)以上の顧客を「よ売を行う必要がある顧客」と、の顧客を「慎重な勧誘による販の顧客」と、ラインでは、75歳(目安)以上 状況に応じて、担当役員等の承収入、保有資産といった個別の顧客の記憶力および理解力等や 運営への取組みに他ならない。 ことは、 きめ細やかな対応を行っていく 律の対応に終始するのではな ず高齢顧客ガイドラインの対象 認を得て、その年齢にかかわら 必要がある顧客」としたうえで、 り慎重な勧誘による販売を行う く、顧客の個別の状況に応じた 外とすることも可能である。一 まさに顧客本位の業務

る受注、 ある。80歳(目安)以上の顧客役席者の事前承認を得る必要が うことができるという意味にお 客本人にとっても適合性の原則 う必要がある。このような慎重 当日の受注の制限や役席者によ 善の利益の追求にもつながるも する原則の一つである顧客の最 に基づいた適切な投資判断を行 な手続きをとることは、高齢顧 については、それ以外に、勧誘 留意商品を勧誘する場合には、 いて、顧客本位の業務運営に関 よる取引内容の連絡・確認を行 客に対して、 担当営業員以外の者に

今月の解説

アフターコロナにおける債権管理・回収の要点(下)

― アフターコロナの債権回収

ファイナンススタイリスト・行政書士



関連を踏まえ解説する。 再生支援についてコロナ禍との た不良債権オフバランスと事業 法、最後にサービサーを活用し きる担保不動産からの回収方 債権回収で一番多額の回収がで に行うべき預金相殺の考え方、 の利益喪失の事例、その後最初 ファーストステップである期限 候を感じ、次いで債権回収の 危機を察知するための倒産の兆 かせない。本稿では、いち早く には、債権管理回収の知識は欠 る損失を最小限にとどめるため た。これから起きる倒産からく 統的な融資審査は無力であっ ところでコロナ禍の前では、 どんなに融資の基本を説いた

倒産の兆候を見極める

般的な倒産の兆

回収につなげるのが理想なのだ抜いて早期の段階において債権われる。その兆候をいち早く見 た現在では、 まり居合わせることがなくなっ で66%、2日で72%忘れるとい 記憶は20分後に42%忘れ、候があったと思うのだが、 らそういえばあの時に倒産の兆 ろうが、実際にはそう簡単には ることはなかなか困難かもしれ いかない。倒産が発生し、 れるように、倒産の現場にあ 産には必ず兆候があるとい 倒産の兆候を感じ 人の 1 日 後か

般的な倒産の兆候を図表1

外注・人件費等の支払いのタイ売上入金のサイクルと仕入れ、産の理由である。具体的には、産の理由である。具体的には、の急な増加に資金繰り、組織体の急な増加に資金繰り、組織体 要因が不正な循環取引を行って 時期を機に賄い切れなくなり倒 ていた固定費を成長が止まった 難になる、売上と同時に膨張し ミングのズレにより支払いが困 急激な売上拡大で倒産した例を 績が好調かと思われるが、 者が経験した特徴のある兆候を いくつも見てきている。売上高 スである。売上高が増えれば業 2つ挙げてみる。1つは売上高 に挙げてみたが、その中から筆 の急拡大により倒産に至るケー 中には売上急拡大の 実は

> 会社や榊が枯れているような会 借りるようにしている。なぜな それが当たるのである。 が倒産の匂いを感じ、不思議と た会社からは、よくわからない 社にも注意をしている。そうし 模の会社で神棚が祀っていない たのである。またある程度の規 イレをチェックするようになっ 融資取引を開始する前には、ト ら経験上、 業を訪問する時に必ずトイレを レはなぜか汚いので、それ以来 『産の兆候なのだが、筆者は企 次は実はまったく根 倒産した企業のトイ 拠のな

アフターコロナの倒産

く2つに分けられる。1つがコ ロナの影響がなくても倒産する アフターコロナの倒産は大き